



令和7年度 管理期保健師研修

統括保健師の配置に向けた取組と 今後の活動

令和8年3月11日

蓮田市健康福祉部健康増進課 小林



目 次

- 01 蓮田市の紹介
- 02 組織体制
- 03 保健師をとりまく課題
- 04 統括保健師設置要綱制定の経緯
- 05 行政職として、統括保健師としての
思い

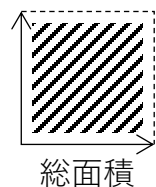
HASUDA



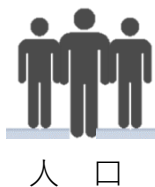
蓮田市はすびい

01

蓮田市の紹介



約 **27** km²



60,880 人
(令和8年2月1日)
(28,868世帯)



31.9 %
(令和8年2月1日)



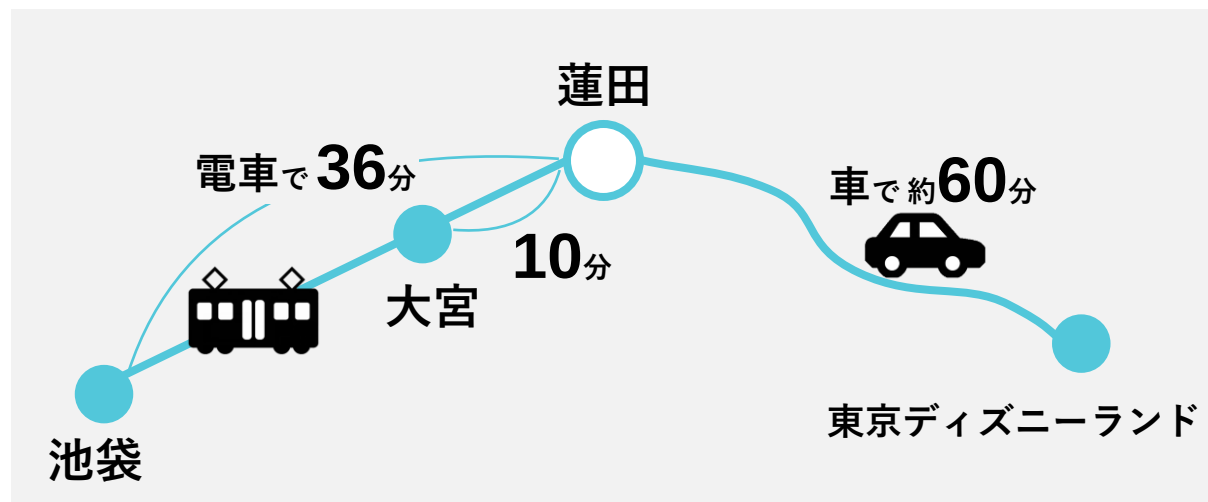
01-2 アクセス

JR蓮田駅から
都内まで30分

蓮田市
マスコットキャラクター
はすぴい



とかいなかNo.1





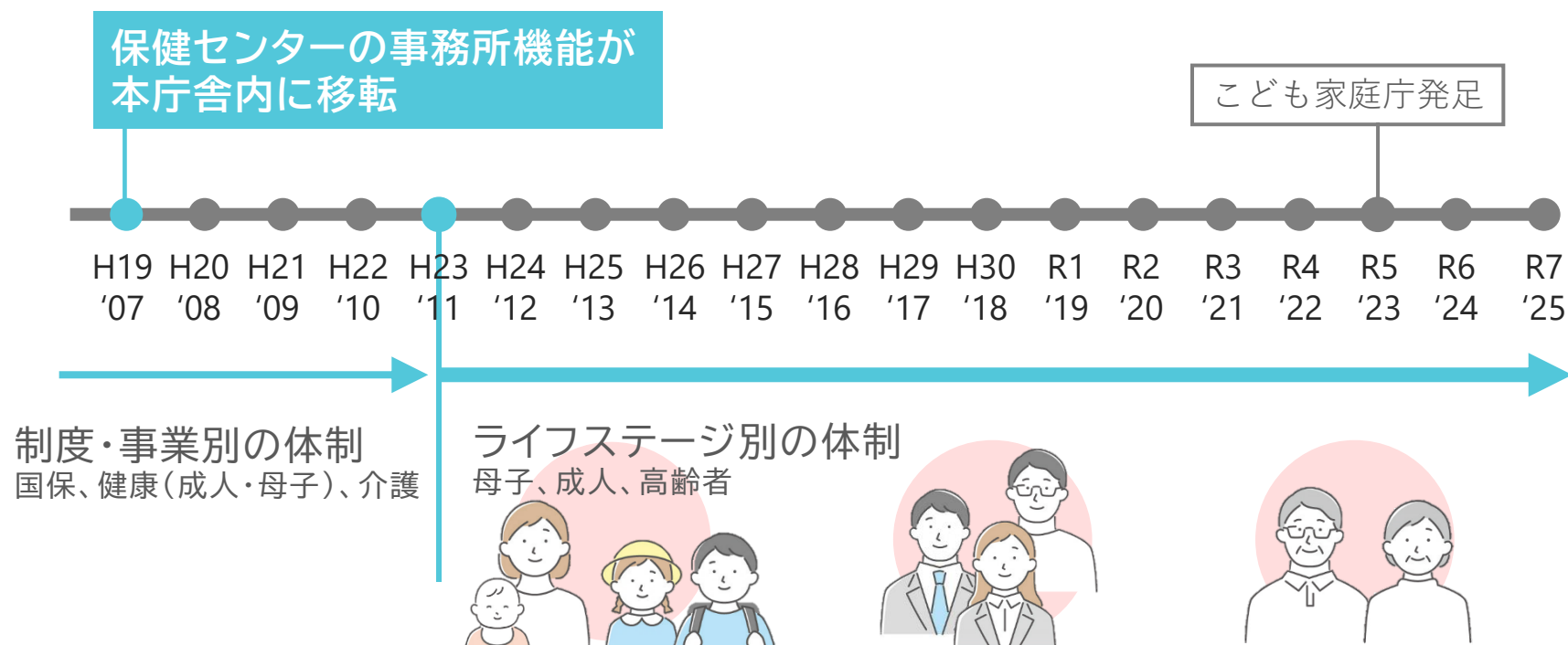
02

蓮田市の組織体制



02-1 組織の変遷

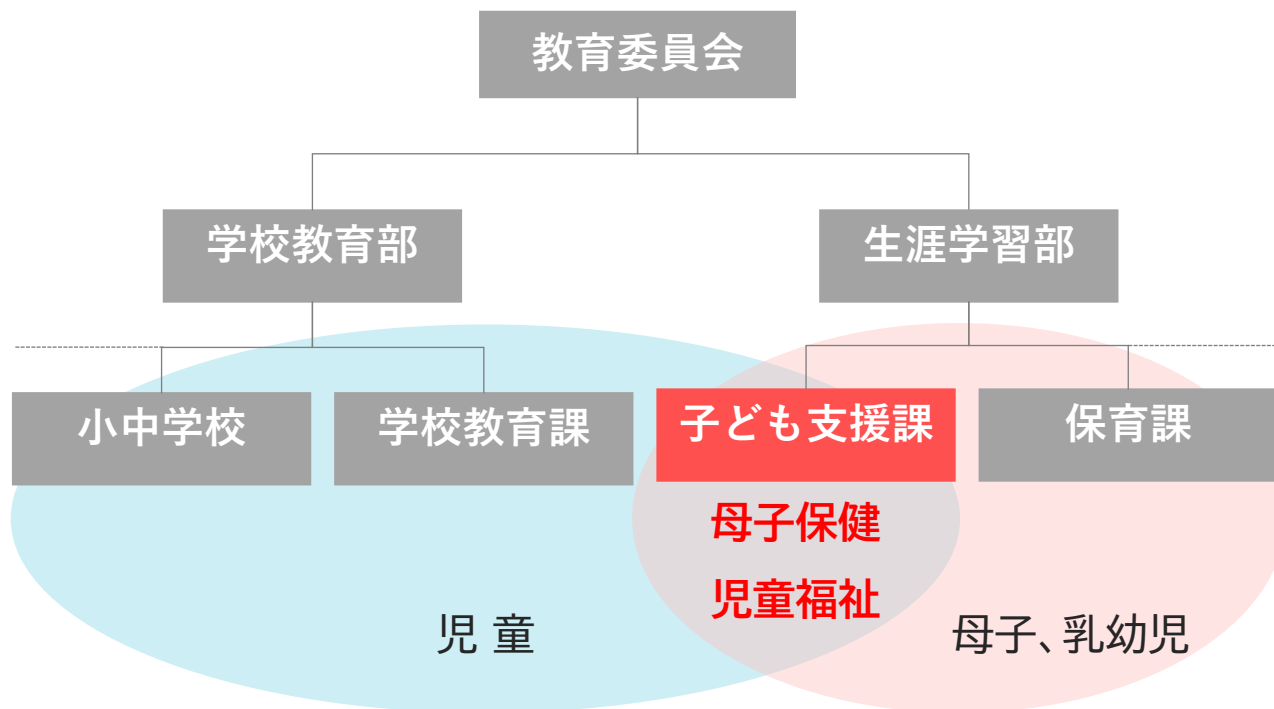
- 平成19年度 保健センターの事務所機能が本庁舎内へ移転
- 平成23年度 保健師が母子・成人・高齢者の各部署へ分散配置される体制へ移行





02-2 庁内組織体制 安定した母子保健・児童福祉体制

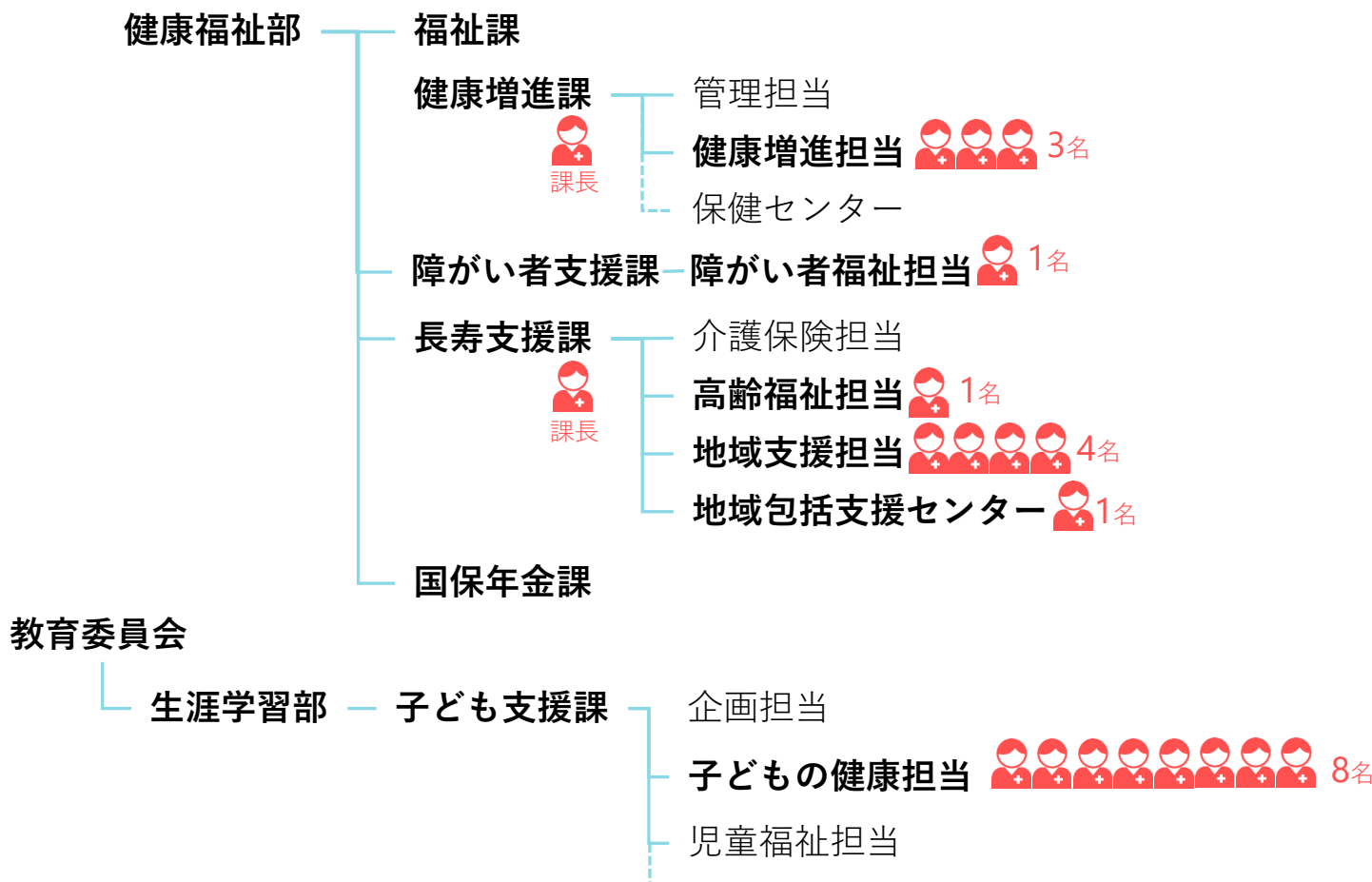
平成23年度、教育委員会に子ども支援課が設置され、母子保健と児童福祉が同じ課になったことで、虐待ケース等への対応がしやすい組織となった。





02-3 庁内組織体制 保健師配置状況

令和8年1月1日現在



...保健師

現在22名在籍
（内1名社会福祉協議会へ出向、1名育休）



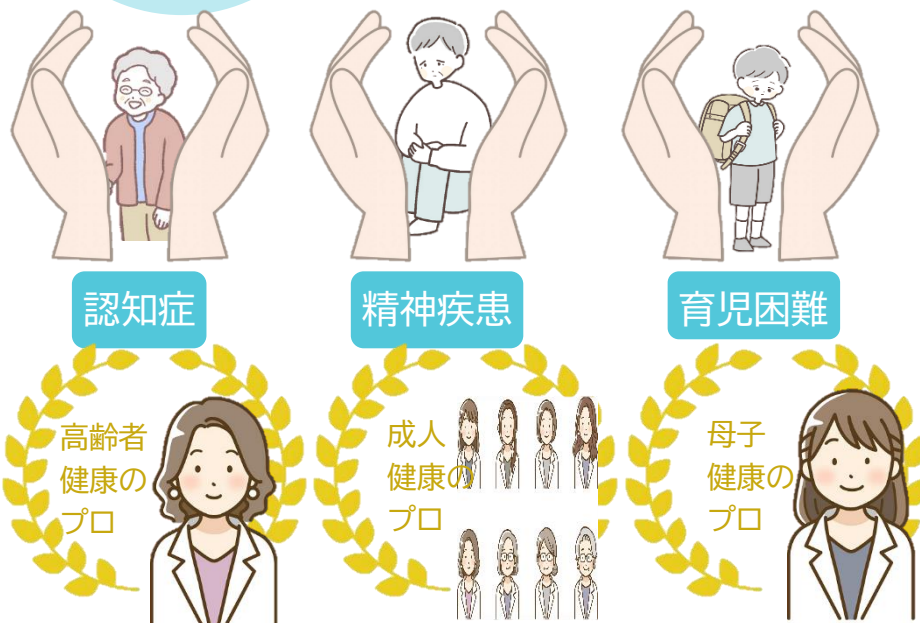
03

保健師をとりまく課題

保健師分散配置のメリットとデメリット

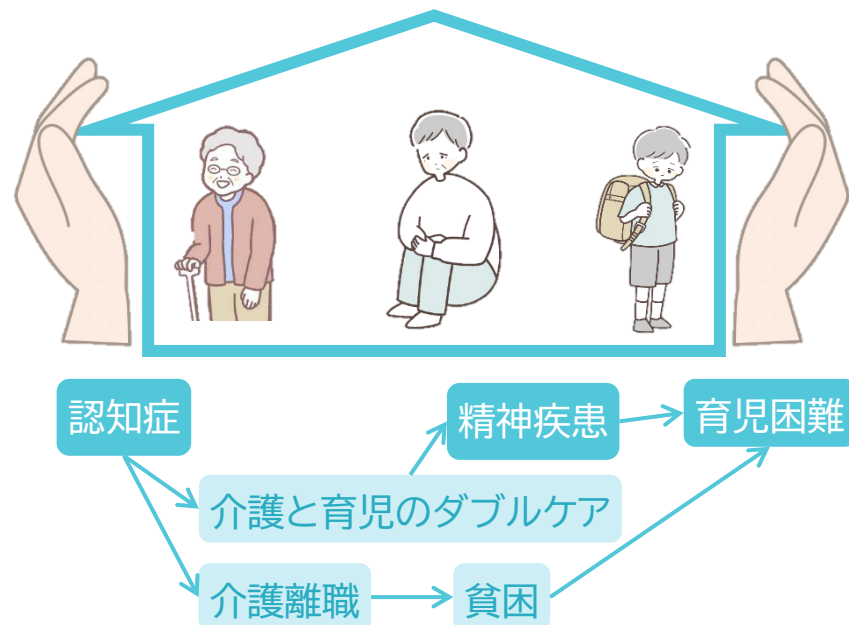
メリット

- 専門性が高まる



デメリット

- 世帯全体を見る視点が育ちににくい
- 他課の業務が見えづらい





保健師のアイデンティティ

保健師がすべきことは？

保健師にしかできないことは？

保健師として目指すものは？



- 社会福祉士等、相談援助職が増える中、保健師としての意義の再認識
- 保健師のコアコンピテンシーが育ちにくい

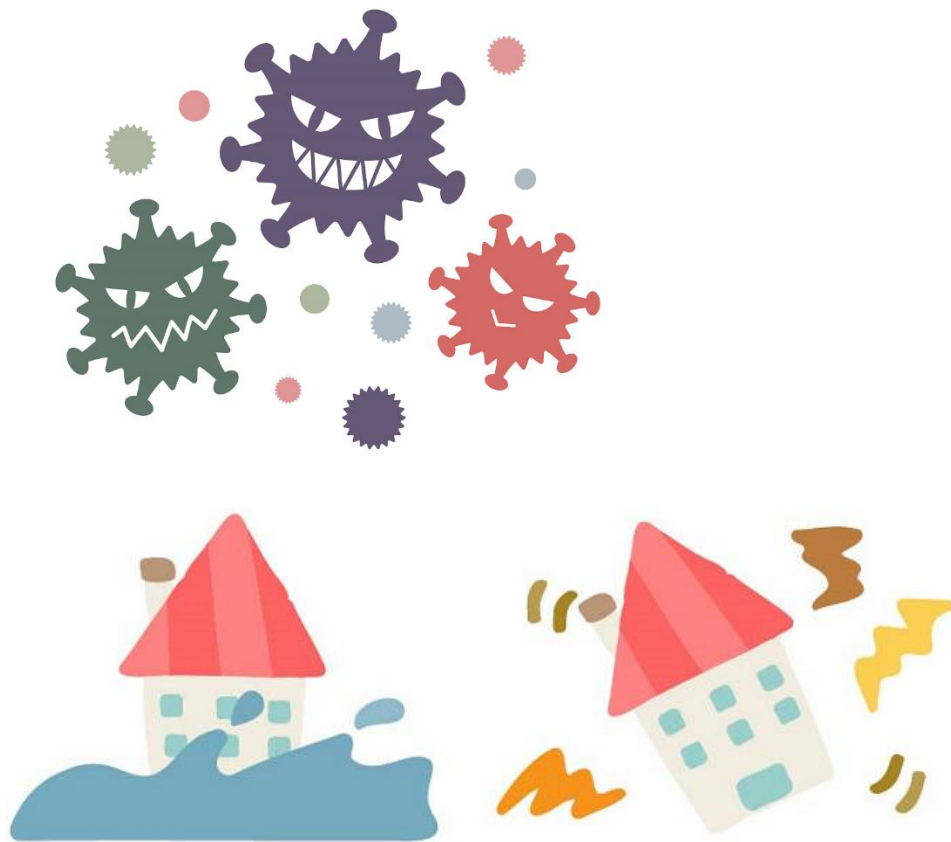
保健師のコアコンピテンシー

中核となる能力。考え方や姿勢、行動特性が含まれる

1. プロフェッショナルとしての自立と責任
2. 科学的探究と情報・科学技術の活用
3. ポピュレーションベースのアセスメントと分析
4. 健康増進・予防活動の実践
5. 公衆衛生を向上するシステムの構築
6. 健康なコミュニティづくりのマネジメント
7. 人々/コミュニティを中心とする協働・連携
8. 合意と解決を導くコミュニケーション



健康危機の教訓-コロナ対応と災害への不安



「**今**、健康危機や大規模災害が起きたら
保健師として何ができるだろう」

- コロナ対応の経験
- 頻発する災害

これらを通して、保健師のつながりの必要性
を強く感じた



組織横断的な連携が不可欠

**保健師としての体系的な
教育が必要**



課題の解決のために

- 世帯全体を見る視点が育ちにくい
- 他課の業務が見えづらい
- 社会福祉士等、相談援助職が増える中、保健師としての意義の再認識
- 保健師のコアコンピテンシーが育ちにくい
- 統括的組織横断的な連携、保健師としての体系的な教育が必要

✓ 保健師 **個々の力**を高めたい

✓ 庁内保健師の **組織力**を高めたい



統括保健師による教育と組織づくり



統括保健師設置要綱を制定



04

統括保健師設置要綱制定の経緯

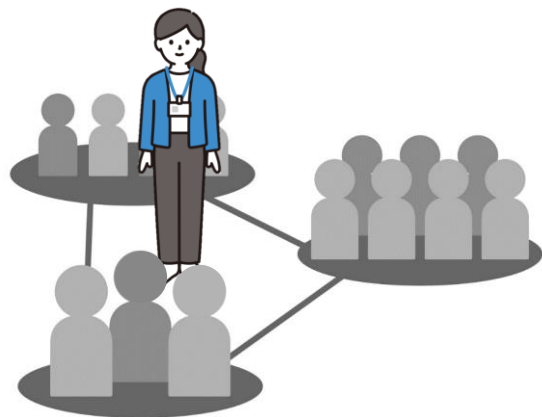


統括保健師とは

統括保健師の役割

1

保健師の保健活動の
組織横断的な総合調整
および推進



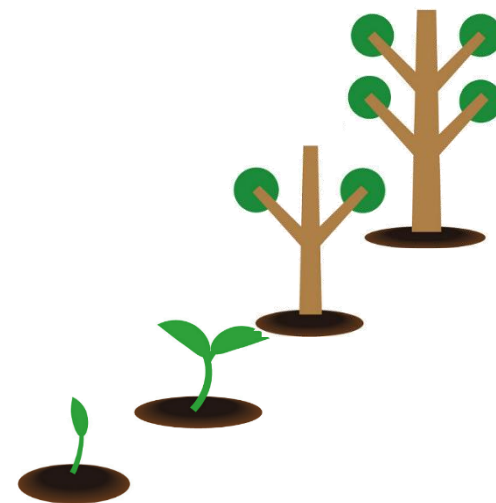
2

技術的及び専門的側面
からの指導および調整



3

人材育成の推進





統括保健師要綱制定

蓮田市では令和7年10月 **統括保健師設置要綱** を制定

蓮田市統括保健師等設置要綱

令和7年10月10日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における保健師の保健活動に関する指針（平成25年4月19日厚生労働省健康局長通知健発0419第1号）に基づき、市民の健康の保持増進を図るための様々な活動を効果的に実施することを目的として、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整し、及び推進するため、統括保健師を置くことについて定めるものとする。

(統括保健師の設置)

第2条 次の各号のいずれにも該当する者を統括保健師として設置するものとする。

- (1) 保健師業務の経験を有すること。
 - (2) 健康福祉部健康増進課に属すること。
 - (3) 蓮田市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年7月30日公平委規則第1号）に掲げる管理職であること。
- 2 統括保健師は、1人とする。

(統括保健師の補佐)

- 第3条 統括保健師を補佐するため、統括保健師補佐を置くものとする。
- 2 統括保健師に事故があるとき、又は統括保健師が欠けたときは、統括保健師補佐がその職務を代理する。
 - 3 統括保健師補佐は、2人以内とする。

(任命)

第4条 統括保健師及び統括保健師補佐は、市長が任命する。

(統括保健師の役割)

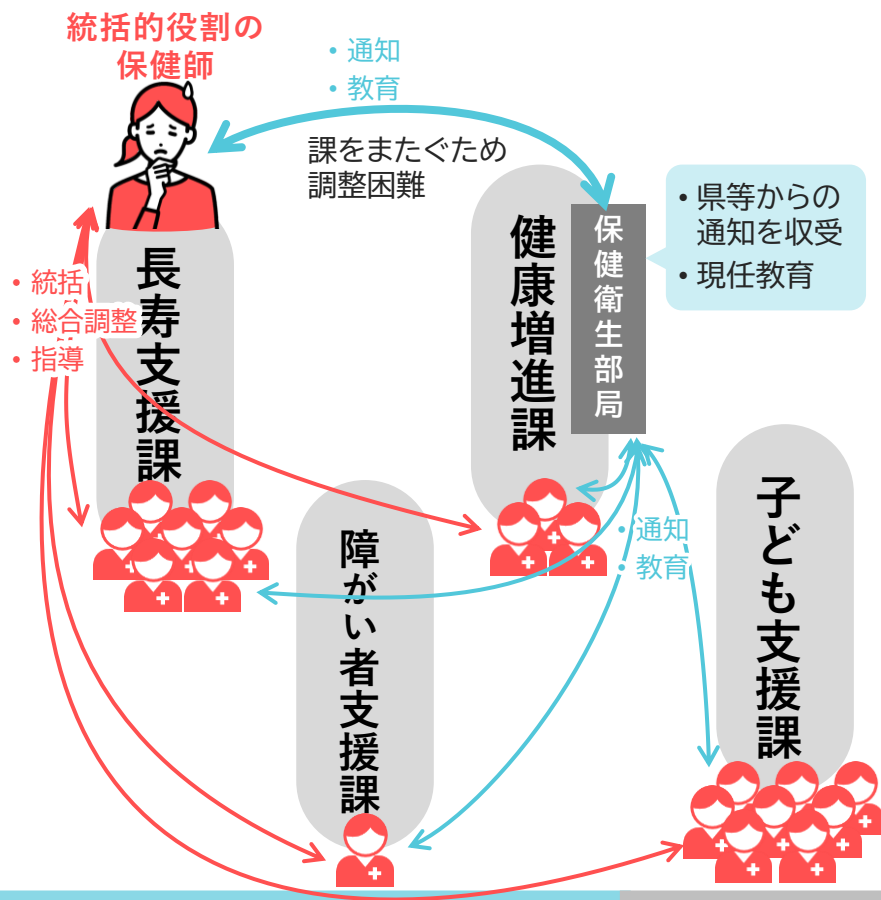
- 第5条 統括保健師は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
- (1) 保健師の保健活動の組織横断的な総合調整及び推進に関すること。
 - (2) 保健師に対する技術的及び専門的側面からの指導及び調整に関すること。
 - (3) 保健師の人材育成の推進に関すること。
 - (4) 保健師の保健活動に関する調査及び研究に関すること。
 - (5) 災害時における保健師の保健活動の連絡及び調整に関すること。

蓮田市ではそれまでも“統括的な役割の保健師”としての位置づけはあった。
なぜ要綱を制定したのか？



過去の課題-流動的な体制からの脱却

高齢者部門に統括的な役割の保健師がいた頃・・・



制定前

- 最も職位が上位の保健師が統括的な役割を担ってきた
- 近年は保健衛生部局の職位が上位の保健師が統括的な役割の保健師となっていた

課題

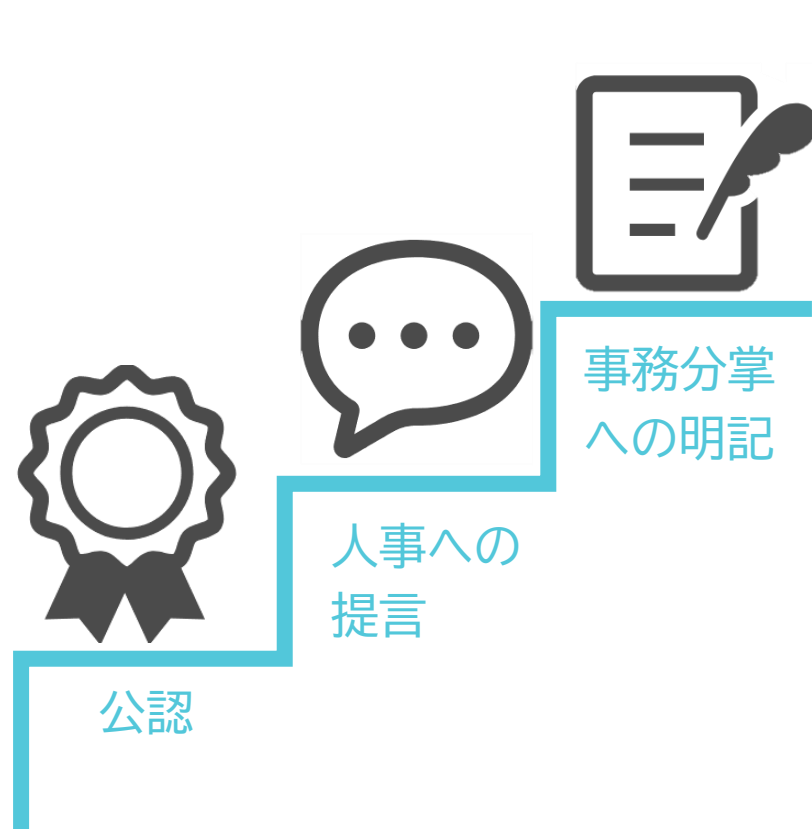
- 保健衛生部局と異なる課の保健師が担う場合、調整が難しい
- 庁内での正式な承認がなく、統括的な役割を担う保健師の設置の有無も、人事配置も流動的

制定後

統括保健師設置要綱では保健衛生部局（健康増進課）に統括保健師を設置することを明記



統括保健師設置要綱制定 3つの意義



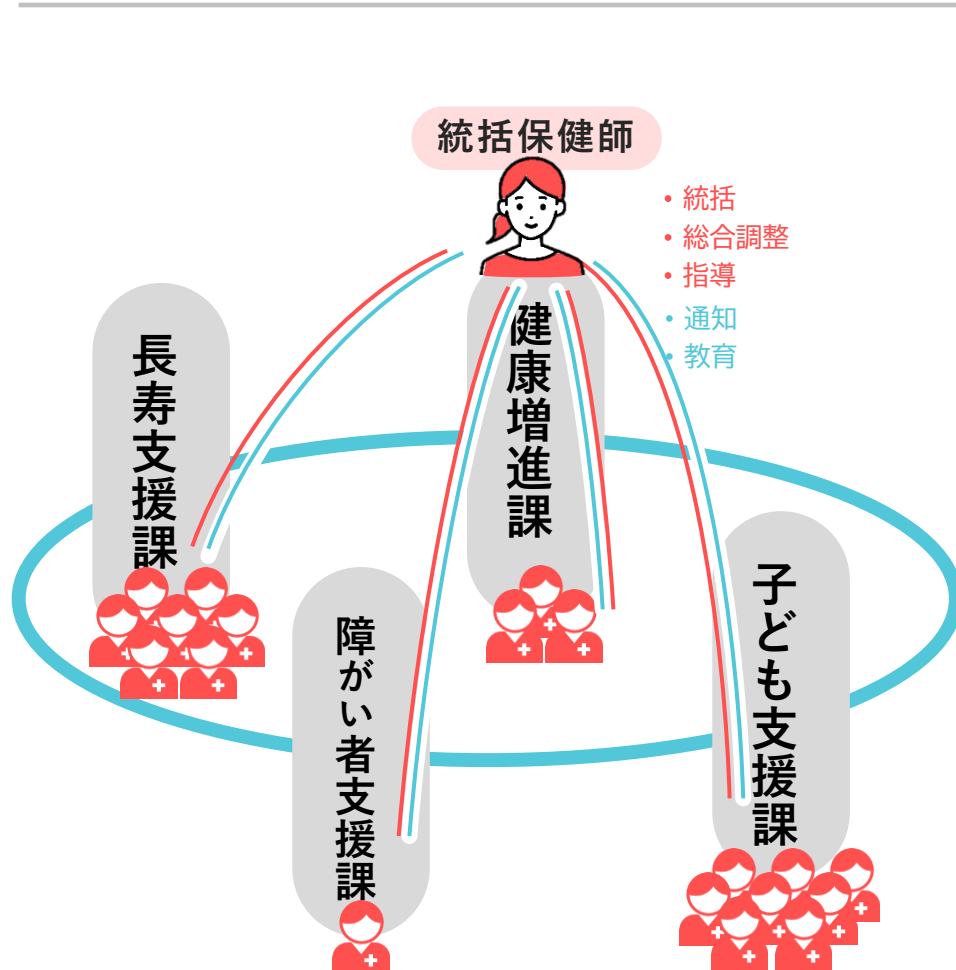
1 公認(オーソライズ)
庁内で保健師がオーソライズ(公認)
される

2 人事への提言
保健師の採用、配置等に関する提言が
できるようになる

3 事務分掌への明記
組織のなかでの位置づけが明確になり、
庁内での認識が高まる



統括保健師設置により期待される効果-組織力の強化



● 庁内横断的連携

課をまたぎ保健師が横断的に連携できるようになる

組織力
強化

● 体系的教育

配属に依存しない現任教育の体系化を図り、保健師としての質を向上する

組織力
強化

個々の
育成

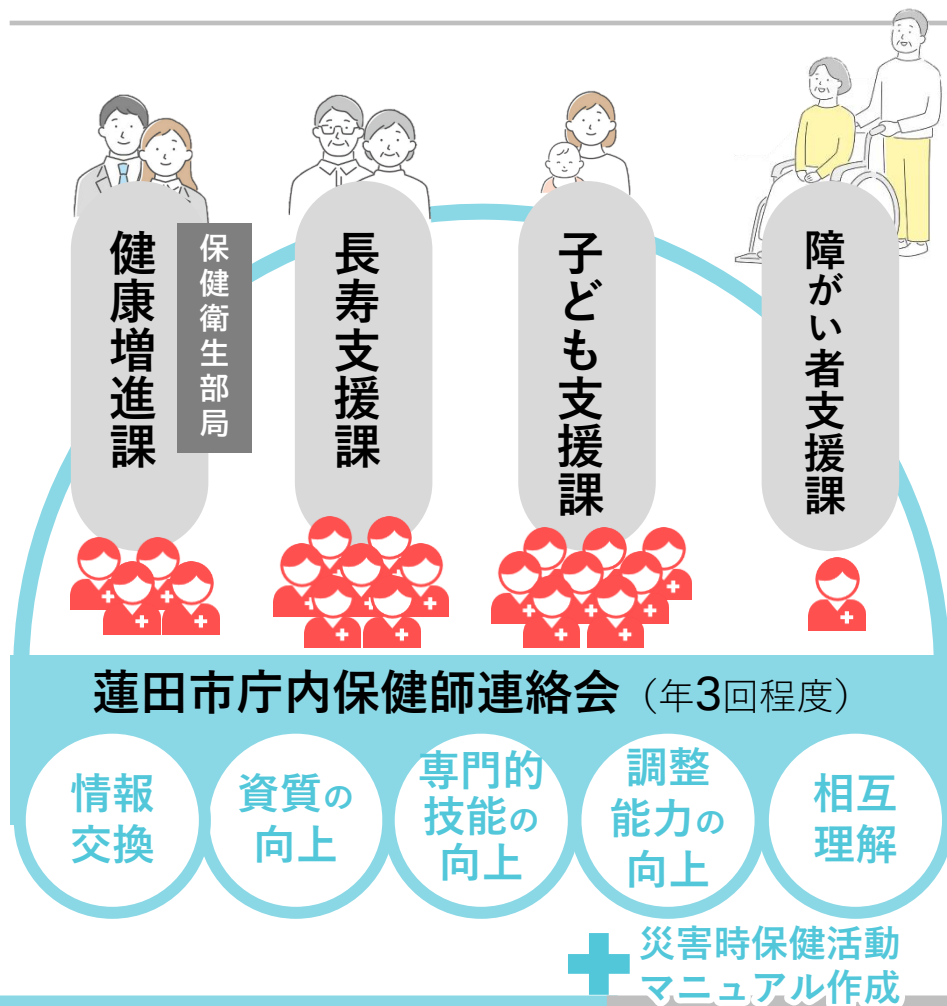
● コアコンピテンシーの育成

教育、環境を整えることによりコアコンピテンシーを育む

個々の
育成



組織力の強化の具体策-庁内保健師連絡会



庁内保健師連絡会

開催頻度 年3回

目的 分散配置されている保健師の庁内横断的な連携会議

以前は事例検討中心の会議であったが、令和5年度に内容を見直し、分散配置されている保健師の情報交換・業務内容の共有を目的とした連携会議とした。

- 庁内保健師連絡会を**庁内横断的連携と体系的教育**の場
- この会議を統括保健師設置要綱に記載

現在は、災害時保健活動マニュアルの作成もこの会議で行っている。



05

行政職として、統括保健師としての思い



保健師としての責務



- ✓ 健康格差をなくし、市民がより健康的な生活ができるよう推進する
- ✓ 健康寿命の延伸を目指して活動する
- ✓ 地域課題をふまえた予防的視点で取り組む

保健師としての責務は
どこに配属されていても変わらない



葛藤を強みに-行政と専門職の融合

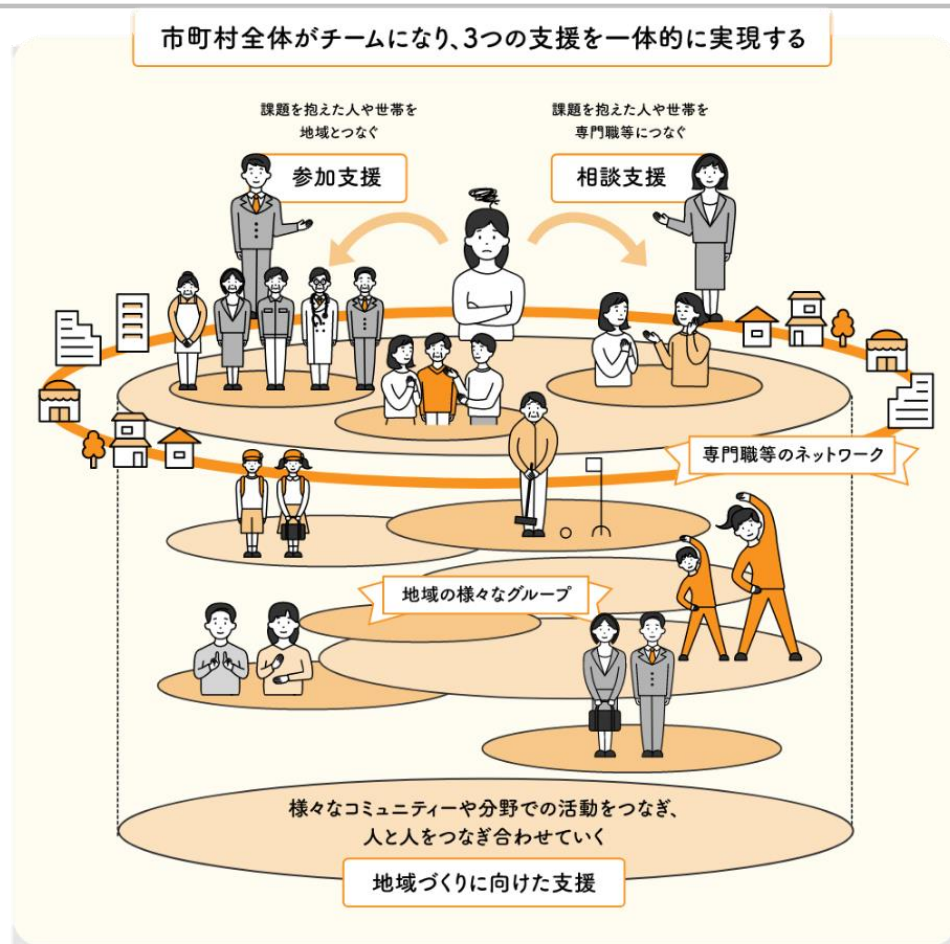


行政職と専門職の狭間



双方の役割を果たし
双方の強みを生かす視点を持つ

地域共生社会の実現に向けてー地域包括ケアシステムの構築



1. 地域課題の解決力の強化
2. 地域丸ごとのつながりの強化
3. 地域を基盤とする包括支援の強化
4. 専門人材の機能強化・最大活用



誰もが暮らしやすい地域は
「市の財産」

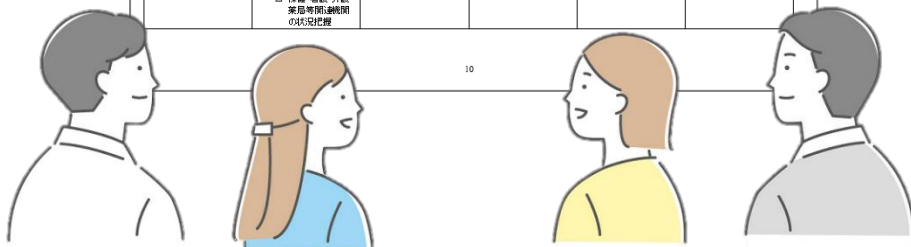


災害対策と「保健師の思い」

② 各フェーズにおける活動(フェーズ別)

フェーズ前 (警戒レベル3等)	フェーズ1 発生から24時間以内	フェーズ2 24～72時間以内	フェーズ3 72時間～1週間	フェーズ4 1週間～1か月	フェーズ5 1か月後以降
☐ 保健活動の体制の構築 ☐ 保健医療福祉調整本部 ☐ 保健医療福祉調整本部の設置 ☐ 初期対応方針の決定・実施	☐ 保健活動の体制の構築 ☐ 保健医療福祉調整本部の設置 ☐ 初期対応方針の決定・実施	☐ 保健活動の体制の構築 ☐ 本部方針、地域状況、受援等に即応活動体制の構築	☐ 保健活動の体制の構築 ☐ (前フェーズ同様)	☐ 保健活動の体制の構築 ☐ (前フェーズ同様)	☐ 保健活動の体制の構築 ☐ 各フェーズにおける活動の検証 ☐ (前日・復興計画の策定)
☐ 応援派遣等の受入 ☐ 応援派遣等への要請可否の判断	☐ 応援派遣等の受入 ☐ 応援派遣等への要請可否の判断	☐ 応援派遣等の受入 ☐ 受援調整・連携 ☐ 被災市町村・保健医療機関・派遣元自治体との連携	☐ 応援派遣等の受入 ☐ 受援調整・連携 ☐ 系統の確立、役割分担の明確化	☐ 応援派遣等の受入 ☐ 応援派遣継続等方針の判断	☐ 応援派遣等の受入 ☐ 応援派遣の縮小・終了
☐ 情報収集・発信 ☐ 情報収集発信体制の構築	☐ 情報収集・発信 ☐ 被災情報(人的・物的被害、ライフライン等)把握 ☐ 社会福祉施設等の被害状況の把握 ☐ 避難所等開設状況、避難者情報の把握 ☐ 医療機関の状況把握(EMIS※2等) ☐ 要配慮者の安否確認 ☐ 保健・看護・介護・薬局等関係機関の状況把握	☐ 情報収集・発信 ☐ (前フェーズ同様)	☐ 情報収集・発信 ☐ (前フェーズ同様)	☐ 情報収集・発信 ☐ (前フェーズ同様)	☐ 情報収集・発信 ☐ (前フェーズ同様)

- 災害時保健活動マニュアルの策定や研修を通じ、災害や健康危機に備えた体制づくりをする
- ベテラン保健師と若い保健師で協議を重ねることで、技術や知識だけでなく、保健師としての思いを次世代へ継承していく





おわりにー“わがマチ”らしい保健師のために統括保健師設置を



- 蓮田市では要綱を制定したばかりだが、市の地域性を踏まえて、“**蓮田市らしい保健師**”の育成をしていきたい
- 今後後輩の保健師たちが働きやすい環境づくりのためにも**統括保健師の設置は必要**

まずは要綱、事務分掌等、
形にすることが大事

HASUDA



蓮田市はすびい

ご清聴ありがとうございました。